

# 大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計候補者選考に係る

## 公募型プロポーザル実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務に関し、公募型プロポーザル方式により最適任者及び次席者（以下「設計候補者」という）を選考する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

### (選考委員会)

第2条 設計候補者の選考を公平かつ適正に実施するため、学識経験者、関係団体の代表者及び行政職員等で構成される選考委員会を設置するものとする。

2 選考委員会の組織、運営等については、別に定める「大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務受託候補者選考委員会設置要綱」によるものとする。

### (課題、評価項目、配点)

第3条 プロポーザル方式における、課題、評価項目、配点は選考委員会が定める。

### (手続の開始)

第4条 手続開始は、大分市のホームページ等で公告する。

### (手続及び書類等)

第5条 手続は、本要領のほか、大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計候補者選考に係る公募型プロポーザル説明書に定めるところによるものとする。

### (プロポーザル説明書)

第6条 プロポーザル説明書には、次に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 参加資格等
- (3) 公募スケジュール(予定)
- (4) 質問書の提出方法、提出場所、受付期間及びその回答方法
- (5) 参加表明書の提出方法、提出期限及び場所
- (6) 第一次選考提出書類の提出方法、提出期限及び場所
- (7) 第二次選考提出書類の提出方法、提出期限及び場所
- (8) 選考手順等
- (9) 契約関係

(10) その他必要な事項

(11) 連絡先

(参加要請者の選定)

第7条 選考委員会は、参加表明書及び第一次選考提出書類を提出した者（以下「提案者」という。）のうちから、選考委員会が定める選考基準により、第二次選考会への参加を要請される者（以下「参加要請者」という。）を5者程度選考するものとする。

(参加要請者選考基準)

第8条 参加要請者の選考基準は、第6条プロポーザル説明書に定めるところによるものとする。

(設計候補者の選考)

第9条 選考委員会は、参加要請者から公開ヒアリング等を行い、選考委員会が定める選考基準により、設計候補者を選考するものとする。

(設計者候補者選考基準)

第10条 設計候補者選考基準は、第6条プロポーザル説明書に定めるところによるものとする。

(設計候補者の決定)

第11条 市長は選考委員会による選考結果を踏まえ、設計候補者を決定するものとする。

(提案の失格)

第12条 提案の失格は、第6条プロポーザル説明書に定めるところによるものとする。

(選考結果の公表)

第13条 選考の公正性、透明性、客観性を示すため、次に掲げる事項を大分市のホームページ等で公表する。

- (1) 選考委員名
- (2) 参加要請者名
- (3) 設計候補者名
- (4) 選考された技術提案書及び選考理由

附 則

この要領は、平成29年12月20日から施行し、業務の終了をもって廃止する。